

同行援護従業者養成研修

受講生募集の ご案内



旧障害者自立支援法の改正により、外出介護従業者養成研修・
視覚障害者課程は「**同行援護従業者養成研修**」に変わります。

障害者福祉サービスにかかわる資格取得を お考えのみなさまへ

同行援護とは、視覚障害により移動が著しく困難な障害者に対する外出の援助をすることを目的とした資格です。ヘルパーや介護職員初任者研修等が介護保険制度上の資格であるのに対して、この同行援護従業者養成研修などは障害者総合支援法（旧・障害者自立支援法）上の資格となります。

同行援護養成研修には、一般課程と応用課程の２種類があり、一般課程は障害者福祉サービスの同行援護サービスを行っている訪問介護事業所などで勤務するにあたり必要な資格となります。同行援護サービス提供責任者は、同行援護従業者養成研修の一般課程および応用課程を修了することが必要になります。

障害福祉にかかわる資格取得の

はじめの一步、『ウェル』ではじめてみませんか。



NPO法人ウェル福祉学習センター

岡山県倉敷市稻荷町 5-38 ☎086-427-7761 FAX086-427-7762



同行援護従業者養成研修

□ 同行援護従業者養成研修とは

同行援護事業所のサービス提供責任者及び同行援護業務に従事しようとする方を対象として、視覚障がい者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とした研修です。

岡山県の示す同行援護従業者養成研修の開催要綱に基づき、一般課程と応用課程、補講課程を開講します。また、移動支援従事者（ガイドヘルパー視覚障害者課程）の資格所持者は同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなされますが、応用課程を受講していただくには不足する項目があります。このため、移動支援従事者養成講習修了者が同行援護従業者養成研修応用課程を受講される場合、その不足する項目については補講課程を受講していただくこととなっています。

■ 一般課程（研修時間:20時間／研修日数:4日間）				研修時間		受講料金	研修会場
①	令和5年10月21日（土） 9:00～16:00	講義	◇ 視覚障害者（児）福祉サービス	1	12時間	30,000円	倉敷労働会館 倉敷市稲荷町 5-38
②	令和5年10月28日（土） 9:00～16:00		◇ 同行援護の制度と従業者の業務	2			
			◇ 障害・疾病の理解①	2			
			◇ 障害者（児）の心理①	1			
		◇ 情報支援と情報提供	2				
		◇ 代筆・代読の基礎知識	2				
③	令和5年11月4日（土） 10:00～15:00	演習	◇ 基本技能	4	8時間		
			◇ 応用技能	4			

■ 応用課程（研修時間:12時間／研修日数:2日間）				研修時間		受講料金	研修会場
①	令和5年11月18日（土） 9:00～15:00	講義	◇ 障害・疾病の理解②	1	2時間	20,000円	倉敷労働会館 倉敷市稲荷町 5-38
			◇ 障害者（児）の心理②	1			
②	令和5年11月25日（土） 9:00～17:00	演習	◇ 場面別基本技能	3	10時間		
			◇ 場面別応用技能	3			
			◇ 交通機関の利用	4			

■ 補講課程（研修時間:7時間／研修日数:1日間）				研修時間		受講料金	研修会場
①	令和5年10月7日（土） 9:00～17:00	講義	◇ 同行援護の制度と従業者の業務	1	3時間	10,000円	倉敷労働会館 倉敷市稲荷町 5-38
			◇ 情報支援と情報提供	1			
			◇ 同行援護の基礎知識	1			
		演習	◇ 基本技能と応用技能	4	4時間		

1. 研修カリキュラムについて

同行援護従業者養成研修課程(一般課程・応用課程・補講課程)を一体的に実施します。

(1)研修カリキュラム

「岡山県同行援護従業者養成研修事業者指定要綱」に定める同行援護従業者養成研修課程に則したカリキュラムを実施します。

(2)テキスト

テキストは中央法規出版「同行援護従業者養成研修」テキストを使用するとともに、必要な補助教材を使用します。(テキストは受講料金に含まれます。)

(3)研修日程および講師等

研修日程は左記ページに記載しております。講師は、歩行指導員(歩行訓練士)としてご活躍されている先生に指導していただきます。

2. 研修修了の認定方法

内容の理解確認のため課題レポート提出をしていただきます。

定められた研修の講義及び演習の全課程を履修していただきます。

3. 研修欠席者の取扱い

全課程において、遅刻、早退・欠席は認めることができません。遅刻・早退はいずれも欠席扱いとし、補講の実施はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。

4. 受講資格及び定員

(一般課程) 岡山県および近県在住の方で、研修の全カリキュラム受講可能な方。

(応用課程) 岡山県および近県在住で、全カリキュラム受講可能な方かつ岡山県知事が認める以下の研修課程を修了した方。

※受講申込時に下記修了証明書(写)等の提出を求め、指定の研修課程を修了したことを確認させていただきます。

1)同行援護従業者養成研修一般課程

2)同行援護従業者養成研修補講課程

(補講課程) 岡山県および近県在住で、全カリキュラム受講可能な方かつ岡山県知事が認める以下の研修課程を修了した方。

※受講申込時に下記修了証明書(写)の提出を求め、指定の研修課程を修了したことを確認させていただきます。

1) 岡山県外出介護従業者養成研修認定要領(平成18年12月19日付け障第1106号)に基づき岡山県知事が認定した視覚障害者外出介護従業者養成研修課程

2) ガイドヘルパー養成研修実施要綱(平成9年5月23日付け障第90号)に基づき実施したガイドヘルパー養成研修(視覚障害者研修課程)

定員 (一般課程)20名 (応用課程)20名 (補講課程)20名

5. 申込方法

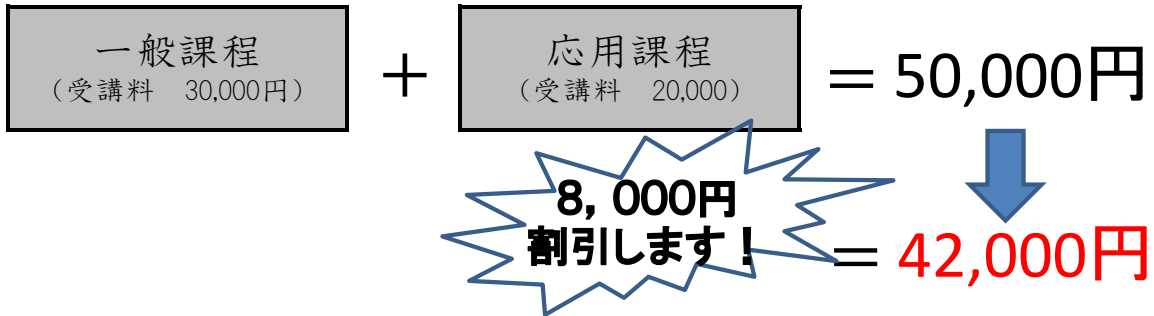
申込用紙に必要事項をご記入後、FAXまたは郵便でご送付ください。

お電話でのお申し込みも承ります。

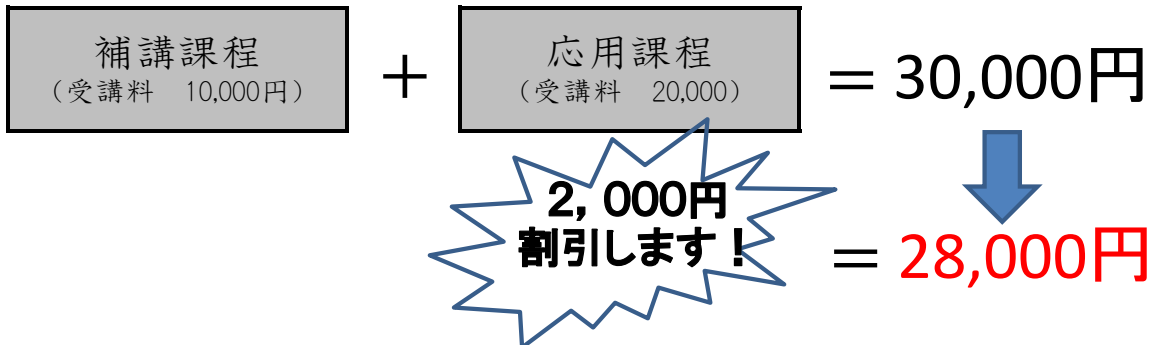
申し込み後、受講料の確認ができたお申込者の方からお席を確保いたします。予めご承知おきください。

□ お得な連続受講について

申込時に一般課程と応用課程の連続受講を希望する場合



申込時に補講課程と応用課程の連続受講を希望する場合



□ 同行援護従業者・同行援護サービス提供責任者になるには

国が定める同行援護従業者の資格要件(次の(1)~(3)のいずれかに該当する者)

(1) 同行援護従業者養成研修一般課程(相当すると知事が認めた研修を含む)の修了者(※居宅介護の従業者要件を満たす場合、平成30年3月31日までは(1)の要件を満たしているものとみなす(経過措置)。)

(2) 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、あるいは居宅介護従業者養成研修1、2級課程修了者であり、かつ視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上従事した経験を有する者

(3) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

国が定める同行援護サービス提供責任者の資格要件

(次の(1)かつ(3)、(2)かつ(3)、または(4)のいずれかに該当する者)

(1) 介護福祉士、介護福祉士実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、あるいは2級課程修了者であり3年以上介護等の業務に従事した者

(2) 平成23年9月30日において、現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者(平成30年3月31日までの間に(1)の要件を満たさなければならない。)

(3) 同行援護従業者養成研修一般課程及び応用課程(相当すると知事が認めた研修を含む)の修了者(※1の要件を満たす場合、平成26年9月30日までは(3)の要件を満たしているものとみなす(経過措置)。)

(4) 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者